5　前項に定める月収は、債務相談対象者の所得が専ら給与その他の定期的な収入でその変動の幅が小さいものと認められるものである場合には、直近３か月の定期収入の平均額を基礎として算定される金額によるものとし、それ以外の場合にあっては、当該債務相談対象者の年収等を基礎として算定される金額によるものとする。

6　第４項第１文の規定は、債務相談対象者が法人若しくは団体であり又は債務相談対象者の借入債務が専ら事業性資金の借入により負担したものである場合には適用しない。

7　債務相談対象者の利益のために必要と認められる場合又は相談の申し出をした者が前条第３項に掲げる団体による解決を明示的に希望した場合には、相談受付課は、前条第３項に掲げる団体のうちから適切なものを紹介しなければならない。

8　前条第４項から第６項の規定は相談受付課における相談につき準用する。

（相談対応記録）

第110条　貸金業相談・紛争解決センターは、相談の申し出への対応に関し、細則で定めるところにより相談対応記録を作成し、当該申し出を受けた日から５年間保存しなければならない。

（相談手続の非公開）

第111条　相談申し出の内容及び対応並びにこれに関し提出され又は作成された資料及び記録は、すべて非公開とし、貸金業法第41条の58第１項の検査に応ずる場合を除くほか、閲覧若しくは謄写又はその取り寄せ若しくはその内容の照会に応じてはならない。

第８章　負担金、手数料及び費用

（負担金）

第112条　協会と手続実施基本契約を締結した者は、細則で定めるところに従い、協会に対し、毎年、年額12万円を超えない範囲で細則で定める金額の負担金を一括して前払にて納付しなければならない。

2　細則で定める負担金の額は、加入貸金業者の規模等にかかわらず一律とする。但し、協会は、協会員たる加入貸金業者の負担金の額につき、協会員以外の加入貸金業者の負担金の額より、協会員の負担する一般的な会費の額を勘案し相当な額を減額して定めることができる。

3　手続実施基本契約が解除その他の事由により終了した場合であっても、加入貸金業者は、既に発生した負担金の支払義務を免れず、かつ細則に定める場合を除くほか、既に納付した負担金の返還を請求することはできない。

（紛争解決手続の手数料）

第113条　紛争解決手続を申し立てた者及び紛争解決手続の相手方である協会員等は、協会に対し、細則で定めるところに従い、紛争解決手続の実施に関する手数料として、当該紛争解決手続の請求の価額に対し１パーセントを超えない範囲で細則で定める額を納付しなければならない。但し、手数料額の上限は５万円を超えないものとする。

2　紛争解決手続を申し立てる者は、第60条第１項に定める申立書又は第61条第２項に定める移行申立書を提出するに際し、協会に対し、前項の手数料を納付しなければならない。

3　協会員等は、協会員等が相手方である紛争解決手続につき第79条に定める紛争解決手続開始の通知を受領した場合には、正当な理由に基づき紛争解決手続に応じない場合を除き、当該通知を受けてから30日以内に、協会に対し、第１項の手数料を納付しなければならない。

（その他の手数料等）

第114条　苦情処理手続、協力の要請及び相談につき、契約者等は、料金及び手数料を負担する義務を負わない。但し、契約者等が支弁した交通費、通信費、文書作成費は、契約者等の負担とする。

2　貸金業相談・紛争解決センターは、前項に掲げる手続につき、その処理を完了した場合といえども、これらに関連し、契約者等から、手数料その他名目の如何を問わず、金銭その他の経済的報酬を受けてはならない。

3　前２項の規定にかかわらず、貸金業相談・紛争解決センターは、第54条第１項及び第95条第１項の規定に基づく謄写費用並びに第55条第３項（第96条第３項により準用される場合を含む。）の規定に基づく謄本、抄本又は記載事項証明書の交付を請求した者に対し、当該交付に要する費用として、実費を勘案して合理的な範囲で細則に定める額を請求することができる。

第９章　雑則

（名称の使用の制限）

第115条　協会員等は、法令等で定めがある場合を除き、本協会の承認を得ないで貸金業相談・紛争解決センターの名称を使用してはならない。

（教育研修及び人材育成）

第116条　協会は、貸金業相談・紛争解決センターの役員及び職員その他紛争解決等業務に従事することとなる者に対し、定期的に適切な内容の教育及び研修を実施するとともに、苦情事例又は相談事例の研究、その他の方法により、紛争解決等業務に従事する者の育成、能力開発、資質の維持向上を図らなければならない。

（紛争等解決業務の実施状況の公表）

第117条　協会は、年２回以上、定期的に、紛争等解決業務の実施状況につき、その受付件数及び対応の状況などを取りまとめて公表しなければならない。

（外部評価の実施）

第118条　協会は、外部からの評価の機会を設け、その評価を踏まえて貸金業相談・紛争解決センターの運営改善に努めるものとする。

（紛争解決等業務に関する苦情）

第119条　貸金業相談・紛争解決センターは、その行う紛争解決等業務に関する苦情（以下「紛争解決等関連苦情」という。）を受け付けるため、貸金業相談・紛争解決センターの事務所に紛争解決等関連苦情の受付窓口を掲出するとともに、協会のウェブサイトにこれを公開する。

2　貸金業相談・紛争解決センターは、紛争解決等関連苦情を受け付けた場合、速やかに対応する。

3　貸金業相談・紛争解決センターは、委員会に対して、紛争解決等関連苦情の内容及び対応の状況につき報告し、その意見を求めるものとする。

4　貸金業相談・紛争解決センターは、紛争解決等関連苦情につき措置を講じた場合には、当該苦情及びこれに対する措置の概要を協会のウェブサイトで公表するとともに、必要に応じ、当該苦情を申し出た者に対し連絡するものとする。

（他の相談機関等との連携）

第120条　協会は、以下に掲げる者との間で、定期的に情報若しくは意見の交換又は専門知識若しくは技術の交流を行うものとする。

⑴　指定紛争解決機関等

⑵　金融庁金融サービス利用者相談室

⑶　独立行政法人国民生活センター

⑷　消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第１項若しくは第２項の施設又は機関（但し、同法第10条第２項の施設又は機関にあっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項に基づき政令で指定された市の設置するものに限る。）

⑸　財団法人日本クレジットカウンセリング協会

2　協会は、前項に掲げる者のほか、相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体又は民間事業者との間で適宜、情報の交換その他の交流を行うよう努めなければならない。

3　協会は、第１項に定めるところにより同項第１号に掲げる者との間で交流等を行う場合には、金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対する衆議院財務金融委員会平成21年４月22日及び参議院財政金融委員会平成21年６月16日の各附帯決議の趣旨を踏まえてこれを行うよう努めなければならない。

（規則の改正）

第121条　この規則の改正は、委員会の発議に基づく理事会の議決により行う。

附　則

（施行日）

第１条　この規則は、平成22年10月１日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、この規則の第２章の規定は、協会が貸金業法第41条の39第１項の規定による指定を受けた日から施行する。

（苦情処理及び相談に関する規則の廃止）

第２条　苦情処理及び相談に関する規則は、廃止する。

（経過措置）

第３条　この規則の施行前に、苦情処理及び相談に関する規則に基づき申立てられた苦情の申立て、協力の要請及び相談の申し出については、前条に定める施行日以降、この規則に基づき申立て等がなされたものとみなして、この規則を適用する。

第４条　協会との間でこの規則に定める手続実施基本契約を締結しようとする者は、協会が貸金業法第41条の39第１項の規定による指定を受けた後は、この規則の施行の日前においても、第32条に定めるところにより当該契約の申込みをすることができる。